

議員提出議案等 ー 令和5年6月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第4号	議案第71号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議（案）	可決	6月30日
発議第5号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	可決	6月30日
発議第6号	公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書（案）	可決	6月30日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和5年6月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹原 孝剛

〃 重信 好範

〃 掛田 勝彦

〃 伊藤 芳則

議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算（第2号）に対する
附帯決議（案）の提出について

会議規則第14条の規定により、上記の附帯決議（案）を次のとおり提出する。

発議第 4 号

議案第 7 1 号令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 2 号）に対する 附帯決議（案）

令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 2 号）中，歳出予算に係る備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設については，現在地が浸水想定区域内にあり，かつ築 4 0 年が経過した施設で老朽化が進んでいることから，安全な場所への移転は必要と考える。更には広島県高平施設の用地を移転場所として選定した根拠として示された，備北地区消防組合が移転先に示す 6 つの条件に基づく他の候補地との比較結果は，理解できるものである。

しかしながら，当該用地は幹線道路までの接続に不安があること，現在地と道路事情・交通事情が異なることについて，これまでも意見が多く出されたところである。

よって，備北地区消防組合と綿密に連携をとり，消防力が十分に発揮され，市民の安全・安心な生活に寄与するよう，着実に条件整備を進められたい。

そして，予算執行に当たっては，地域住民への情報公開，進捗状況に応じた議会への説明を求めるものである。

以上ここに決議する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）6月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 藤 井 憲 一 郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	野村哲郎様
内閣官房長官	松野博一様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）	小倉将信様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	後藤茂之様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様

発議第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 2 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
- 3 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財源需要を十分に満たすこと。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 5 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 6 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）6月30日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）6月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 鈴 木 深由希

〃 伊 藤 芳 則

〃 弓 掛 元

〃 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 増 田 誠 宏

公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書
（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

広島県知事

湯 崎 英 彦 様

発議第 6 号

公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書（案）

昨年 1 1 月 2 4 日広島県は野菜や水稻の種子の保存をして農家に貸出してきた広島県農業ジーンバンクを 2 0 2 3 年 3 月末で廃止すると発表した。その内容は、広島県農業ジーンバンクに保存されている種子約 1 8, 6 0 0 点のうち、約 6, 0 0 0 点を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、約 1 3 5 点を広島県農業技術センターへ譲渡し、残りは廃棄し、広島県農業ジーンバンクを廃止するとの方針であった。

この発表に広島県農業ジーンバンクを守る会、県種子条例制定を求める活動をした人々、広島県農業ジーンバンクの種子を活用し伝統野菜を栽培してきた有機栽培農家は驚き、存続と施策の再考を求めた。

また、広島弁護士会は 2 月 9 日に「広島県農業ジーンバンクの廃止につき再考を求める会長声明」を出し、中国新聞は 2 月 2 6 日社説で「県と財団は廃止をいったん凍結し、関係者に広く意見を募って存続の道を探るべきだ」と述べている。

広島県農業ジーンバンクは在来種が失われる危機感から 1 9 8 9 年に広島県主導で設置された。このこと自体が誇るべき特徴であり、農業改良普及員やその O B が県内をくまなく回り、中国四川省に出張し、他の研究機関等と交換して種子を集めたものであり、県内で集められた種子には、その最適な栽培方法や食べ方の情報も蓄積されている。

もう一つの特徴は、貸出し量以上の種子を返すことを条件として一般農家へ無料で種子を貸出し、その際、交雑しない種取りの方法や栽培指導を行ってきた。

広島県は 2 0 2 0 年 7 月に「広島県主要農作物等種子条例」を制定し、奨励品種の選定や優良品種の安定供給に関する県の責務を定めている。条例第 1 条には「本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的とする。」、第 3 条では「本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給

を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする。」と定めている。広島県農業ジーンバンク廃止の決定は、県民の理解なく進められており、この条例の趣旨に反するものである。

広島県のように大規模営農に不利な地域ではなおさら、個性的な在来種を活かすべきである。在来種は化学肥料などを使わない有機農業に適しており、有機農業推進を掲げる国の政策とも合致するものである。

国は昨年12月21日に『みどりの品種育成方針』を策定し、その中で「気候変動対応に資する品種育成」の項目を立て、「農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温によるイネの玄米外観品質の低下や、リンゴやブドウの着色不良・着色遅延、カンキツの浮皮、ニホンナシやモモの発芽不良など、生産面、品質面における被害が顕在化しているだけでなく、イネの開花期高温不稔、牧草の夏季高温による枯死や生育停滞による収量低下なども問題となっている。」としている。

広島県でも2018年の夏が高温で、県北地域で広くイネの開花期高温不稔の2018年産粳種が確認され、当時の三次農協では2019年春の種粳の84t中、54tの備蓄粳種を使用することで事なきを得た。

それらを考えれば広島県農業ジーンバンクの存在はむしろ県農業の強みであったはずである。採取技術を伝える人材育成も急がれる今日、広島県農業ジーンバンクは未来への大きな役割を持っていたといえる。

広島県には、関係者に広く意見を募り、広島県農業ジーンバンクのなくなった新たな環境に対応していける施策や体制、システムの構築が求められている。

そして、県民の食糧安寧と食の安全・安心を守るため、公共財としての種子を保全・活用するための施策の実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）6月30日

三 次 市 議 会